

その重機作業危険です！！
～重機を使用する際の災害防止について～

建設現場以外でも重機災害は発生しています。
重機災害の発生原因を考えましょう。

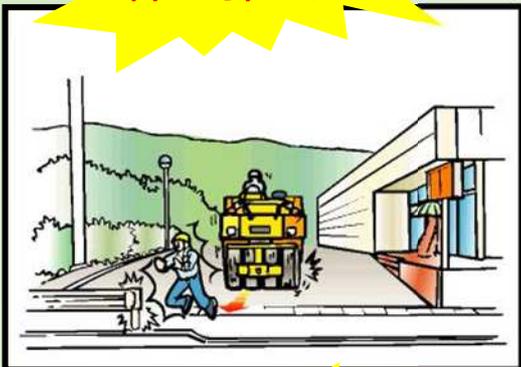
後進中の重機
に引かれる



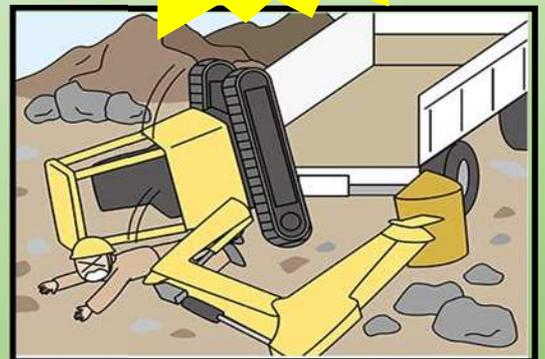
逸走により
重機と接触



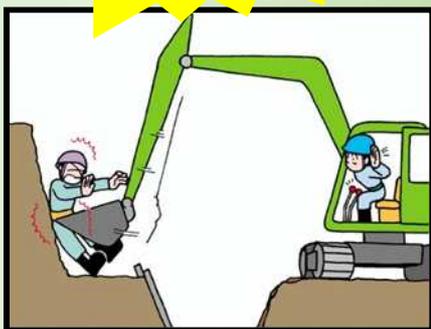
ブレーキが故障
し引かれる



重機転倒で運
転席から転落



合図不徹底に
より接触



用途外使用で
電線に接触



路肩から転落



重機災害防止のための基本

1 有資格者が運転する

普通自動車の免許やフォークリフト技能講習の資格で運転は×。
重機毎に必要な技能講習を修了した者が運転する。

2 作業計画を作成する

作業場所の地形、地質等を調査、その結果に基づき機械の種類、
運行経路等を盛り込んだ計画を定め、それにより作業を実施する。

3 重機作業範囲に立入禁止措置を講じる

運行経路も含め関係者以外の立入禁止措置を講じ、やむを得ず
人を立ち入らせる場合、誘導者を配置する。

4 合図を定める

誘導者を配置する時は、一定の合図を定め、誘導者に合図を行
わせる。

5 法定の点検を実施する

作業開始前、月例の自主検査、1年に1回の特定自主検査を実施
し、異常があった場合は補修、点検記録を保存する。

6 路肩からの転落防止対策を講じる

転落のおそれがある路肩の運転は、誘導者を配置し、その者の
誘導により運転する。シートベルトを忘れずに着用する。

7 運転位置を離れる時は逸走対策を講じる

バケット等の作業装置は地上に下ろし、エンジンを止め、走行
ブレーキをかける。

8 正しい用途で重機を使用する

バケットに人を乗せたり、バケットのツメに玉掛けしたり用途
外使用は×。例外の用途外使用をする場合は法定の措置を行う。

重機災害は死亡災害にも繋がることも...基本を忘れずに！



作業計画（様式）



職場の安全サイト



北海道労働局HP

